

広島県告示第三百五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

平成二十六年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

太田川漁業協同組合

2 住所

広島市安佐北区可部町大字今井田四一八―八一

二 免許番号

内水共第二十三号、内水共第二十四号及び内水共第二十五号

三 変更の内容

第七条第一項中「あゆを対象とする遊漁については、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中はしてはならない。」を「次の表のア欄に掲げる区域内においてはイ欄の漁具、漁法による漁業は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。」と改めることとする。表は次のとおりとする。

ア 区 域	イ 漁具, 漁法	ウ 期 間
高瀬堰から下流30 mまでの区域	全漁具, 漁法	1月1日から12月31日まで
高瀬堰下流30 mから内水共第23号の下流地点までの区域	あゆについての全漁具, 漁法	10月1日から11月15日まで
津伏堰から下流30 mまでの区域	あゆについての全漁具, 漁法	あゆ解禁日から6月30日まで

附則として次の内容を追加する。 「この規則は、平成27年5月18日から施行する。」